

職場におけるリスクに基づく合理的な  
化学物質管理の促進のための検討会  
報告書

平成 23 年 12 月  
職場におけるリスクに基づく合理的な  
化学物質管理の促進のための検討会

## 【目次】

### 【参集者名簿】

### 【検討会開催状況】

#### 1 はじめに

#### 2 多様な発散抑制方法の導入について

(1) 導入の必要性

(2) 具体的な措置内容

(3) 留意事項

#### 3 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知について

(1) 導入の必要性

(2) 具体的な措置内容

(3) 留意事項

#### 4 その他

## 【参集者名簿】

| 氏名               | 所属                                |
|------------------|-----------------------------------|
| 岩崎 毅             | 興研株式会社 労働衛生コンサルタント事務所 所長          |
| 大谷 成輝            | 日本化学工業会 労働安全衛生部会長                 |
| 菅野 誠一郎           | 労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ 部長        |
| 北野 信宏            | 化成品工業協会 技術委員長                     |
| 杉山 豊治<br>(市川 佳子) | 日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用法制対策局長         |
| 武田 繁夫            | 三菱化学株式会社 人事部健康支援センター<br>グループマネジャー |
| ◎名古屋 俊士          | 早稲田大学理工学術院 教授                     |
| 山田 憲一            | 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 副所長       |

(敬称略、50音順)

◎：座長

## 【検討会開催状況】

第1回 平成23年4月21日開催

- 議題: 1. 局所排気装置等以外の発散抑制方法を導入するための要件  
2. 作業環境測定の評価結果の労働者への周知方法

第2回 平成23年6月22日開催

- 議題: 1. 局所排気装置等以外の発散抑制方法を導入するための要件  
2. 作業環境測定の評価結果の労働者への周知方法

第3回 平成23年10月31日開催

- 議題: 1. 多様な発散抑制方法の導入  
2. 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知のあり方  
3. 今後の方向性のとりまとめ

## 1 はじめに

化学物質に起因する労働災害（休業4日以上）が、毎年600～700件程度発生している中、職場における化学物質の種類は増加する一方であり、かつ、化学物質を取り扱う工程も多様化・複雑化している。化学物質による労働災害を減少させるためには、事業者による危険性又は有害性の調査とそれに基づく措置の実施が重要であるが、これらの取組をより普及・定着する観点から、平成22年の労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」において、リスクに基づく合理的な化学物質管理の在り方について、検討を行う必要がある旨が提言された。また、平成14年の持続可能な開発に関するサミット（World Summit on Sustainable Development）において、化学物質の製造・使用について人の健康や環境にもたらす著しい悪影響を2020年までに最小化する目標が合意されており、このような国際動向を踏まえる必要がある。

化学物質管理において、事業者の自律的管理は重要であるが、労働者がばく露すると重篤な健康障害を生ずるおそれがある物質が少なくないこと、また、現状においては自律的な取組は中小規模の事業場等を中心に必ずしも十分でないこと等を考慮すると、全ての化学物質管理を事業者の自律的な対応に委ねることは困難である。そこで、国がリスク評価を行い、健康障害を生ずるリスクが高い物質を取り扱う作業については、最低基準として、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等の特別規則による規制を行うことも必要である。しかし、これらの特別規則に基づく措置を、工程が多様化・複雑化する現場に即したより効果的・効率的なものとするためには、措置を中心とする規定（仕様規定）から、措置の結果である管理濃度を守ることを中心とする規定（性能規定）に改めることが必要である。そのため、特別規則について、第一管理区分が維持されているなど、一定の条件の下、事業者が事業場の状況に応じて、自らの判断の下、より多様な措置が選択できるよう性能規定化を図ることが求められる。なお、国際的にも英国、米国等において、仕様規定から性能規定に改める動きがある。

また、有害物を取り扱う労働者が作業環境測定の評価結果を知ることにより、自らの作業環境の状況を把握することで、労働者の安全衛生意識が向上し、作業手順の遵守、保護具の適切な使用の促進等が期待されるが、現状では、評価結果は衛生委員会等を通して間接的にしか知ることができない。

これらのことから、リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進し、安全衛生水準のより一層の向上を目指すため、より効果的・効率的に労働者の健康障害防止対策を採ることができる場合は、一定の要件の下で、局所排気装置等以外の発散抑制方法を導入できるようにすることについて検討を行い、併せて作業環境測定の評価結果の労働者への周知の在り方等についても検討を行った。

## 2 多様な発散抑制方法の導入について

### (1) 導入の必要性

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びこれに基づく命令においては、有害物の工学的な発散抑制措置は、原則として有害物の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置（以下「局排等」という。）に限られており、その要件等についても当該法令により詳細に定められている。このことは、日本の作業環境の改善をもたらしたところであるが、その反面、専門家の創意工夫による自主的な管理の機会が十分与えられてこなかったとの指摘がある。また、局排等以外の新たな発散抑制対策を導入しても法的な措置義務を履行したとみなされないため、技術開発に向けた意欲がそがれているとの指摘もある。

日本において、リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進するためには、専門家を活用しつつ、作業の実態に応じたより柔軟な発散抑制方法を導入できる仕組みの構築が必要となる。このため、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に基づく有害物の発散抑制対策として、局排等以外の方法についても導入できるよう、規制の性能要件化を推進する必要がある。

その導入に当たっては、一律の技術基準を定めることは難しいので、事業場を所轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）が個々に導入の可否を判断することが適当である。このとき、当該発散抑制方法により空気中の有害物の濃度を一定値以下に抑制できることを事業者が確認するとともに、空気中の有害物の濃度が継続して一定値以下となることが担保できるよう発散抑制効果が継続していることを確認するための仕組みを設ける必要がある。具体的には、当該発散抑制方法により、有害物の発散が抑制されていることについて労働衛生工学の専門家により確認されていること、定期的な点検等による維持管理が行われていること及びこれらを実施するための管理体制が整備されていること等を所轄労働基準監督署長が確認することが考えられる。さらに、導入が所轄労働基準監督署長に認められるまでの間は、労働者に呼吸用保護具を着用させる等により労働者の防護措置を求めることが適当である。

### (2) 具体的な措置内容

局排等の設置が義務付けられている化学物質のうち、厳密な管理を求められている特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の第一類物質を除く化学物質を対象とする。具体的には、有機溶剤中毒予防規則の有機溶剤（第三種有機溶剤を除く。）、特定化学物質障害予防規則の第二類物質及び鉛を対象物質とする。対象物質に係る作業において、局排等以外の発散抑制方法により第一管理区分を達成でき、かつ、所轄労働基準監督署長が許可した場合は、局排等以外の発散抑制方法を講じることができることとする。許可を求める事業者は、事前

に必要な書類を所轄労働基準監督署長に提出することとする。許可申請に必要な書類については、許可申請書（事業場における管理体制、衛生委員会等における労働者との意見調整の結果、労働衛生工学に関する専門家による確認結果（導入しようとする発散抑制方法による人への危険有害性がないことの確認）等を含む。）、作業場の見取り図及び発散抑制設備等の図面等が考えられるが、詳細については、厚生労働省で別途検討することとする。また、所轄労働基準監督署長に提出する前に、一定の専門知識及び実務経験を有する労働衛生工学に関する専門家が確認する必要があるが、その要件についても、厚生労働省で検討することとする。

（一定の専門知識及び実務経験を有する専門家の例）

①計画届免除認定に係る監査者の要件の例

- ・労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、労働安全衛生マネジメントシステム指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行ったもの

②労働衛生コンサルタント試験の受験要件の例

- ・衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後三年以上衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの
- ・三年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者

（3）留意事項

許可の可否の決定に際しての要件の確認については、所轄労働基準監督署長が行い、この確認を受けて所轄労働基準監督署長が許可を行うものとするが、当面は、厚生労働省に専門家検討会を設置し、当該検討会で確認を行うものとする。確認の内容は、基本的な部分は厚生労働省において定めることとするが、発散抑制方法によって求める確認内容が異なる（例：有害物を分解することにより濃度を低減させる方法については分解生成物の危険有害性を確認する必要があり、吸着剤によって吸着させる方法については、温度等の条件により吸着の度合いが異なる可能性があるため、温度等による性能を確認する必要がある。）ため、詳細部分については画一的なものを定めず、厚生労働省の専門家検討会で必要があれば更に追加書類を申請者に求めることとする。

許可後は定期の作業環境測定を実施し、第一管理区分が継続していることを確認することとする。また、作業環境測定を補完する漏洩濃度測定等の実施についても検討が必要である。許可後の確認については、発散抑制方法ごとに異なるので、測定頻度と併せて厚生労働省の専門家検討会で検討すべきである。許可後に第一管理区分が達成できない場合又は有害物の漏洩が確認された場合には、第一

管理区分を達成できるよう必要な措置及びその間の労働者の防護措置を講じる。なお、これらの措置を講じても当該発散抑制方法によって第一管理区分を達成できない場合は、所轄労働基準監督署長は許可を取り消すものとする。

### 3 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知について

#### (1) 導入の必要性

作業環境測定の結果について、労働安全衛生法第 18 条及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 22 条において、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は、衛生委員会等の付議事項として、作業環境測定の結果及びその評価に基づく対策の樹立が規定されている。また、それ以外の事業場は、安衛則第 23 条の 2 において、安全衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることとされている。しかし、現行制度では、労働者が自らの事業場の作業環境の状況、作業環境改善の必要性及び対処方針について知りたいと思っても、衛生委員会等を通して間接的にしか知ることができず、容易に確認できる仕組みとなっていない。このため労働者が健康障害を受ける可能性があるにも関わらず、それを知らないまま作業を続けるおそれがあることから、評価結果を直接的に労働者へ周知する必要がある。この取組により、事業者による作業環境の改善が速やかに行われること並びに労働者の保護具着用及び作業規程の遵守の徹底等の効果が期待される。

#### (2) 具体的な措置内容

事業者は、有機溶剤中毒予防規則の有機溶剤（第三種有機溶剤を除く。）、特定化学物質障害予防規則の特定化学物質（第三類物質を除く。）及び鉛の作業環境測定を実施した後、作業環境の評価結果を速やかに労働者（パートタイム労働者、派遣労働者等を含む。）、請負人、産業保健スタッフ（以下「労働者等」とする。）に周知するものとする。周知方法は作業場の見やすい場所への掲示、ファイルの備付け等によることとする。

また、作業環境測定の結果、第二管理区分又は第三管理区分となり、作業環境の改善等が必要となる場合については、対処方針についても併せて労働者等に伝達する必要がある。なお、対処方針は、衛生委員会等での調査審議や専門家、労働者等から意見を聴取しつつ慎重に検討することが望ましい。

周知に当たっては、可能な限り作業環境の評価結果の周知と同じ時期に労働者等に必要な説明を併せて行うものとする。説明の内容は、第二管理区分又は第三管理区分であった場合に講じる措置の内容とする。なお、事業場で複数の化学物質が使用されている場合に規制対象物質の作業環境測定の評価結果が第一管理区分であっても、特別規則による義務が課せられていない有害物にばく露する可



能性があることから、安全であるとは限らず、必要であれば労働者の保護具着用等の措置についても説明が必要である。

### (3) 留意事項

事業者は、対処方針の検討、労働者等への説明等に当たって、必要に応じて、作業環境測定機関、都道府県産業保健推進センター等の専門家に相談することが望ましい。また、特別規則による規制の対象となっていない化学物質のうち、有害なものについては、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づく健康障害を防止するための指針等により作業環境測定を実施することとされているが、この評価結果についても労働者等に周知するよう事業者に指導する必要がある。

## 4 その他

今回の見直しは性能要件化に向けた第一歩である。一定期間の後、新しい制度の運用状況を見て、所要の見直しを進めていく必要がある。